

令和2年度 山口大学研究機器利用サポート制度の利用者募集について

山口大学研究機器利用サポート制度とは、本学の研究機器の利活用の促進及び研究力の向上に資することを目的とした制度です。

本学の教職員・大学院生が新たな着想や取組に挑戦するため、原則として、これまで利用したことのない研究機器を利用する際に必要となる費用の支援を行う本制度の利用者を募集します。

1. 申請要件

原則として、次に掲げるすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 本学の教職員又は大学院生（指導教員の承諾を得た者に限る。以下「教員等」という。）で、研究目的の利用であること。
- (2) すべての教員等が共同利用できる機器のうち、教員等が利用する場合に登録料及び利用料等により、利用料金が設定されている研究機器であること。
- (3) 申請する本学の研究機器について、これまで利用したことがないこと。

2. 支援内容

研究機器を利用する際に必要となる利用料金について、10万円を上限として支援します。

（機器運用統括センターが請求部署に対し、利用実績分を直接支払います。）

3. 支援期間

次に掲げる期間に利用した利用料金について支援します。

令和2年10月1日（木）～令和2年12月31日（木）

4. 利用者の決定

申請書に基づき、機器運用統括センターが次に掲げる視点により審査し、機器運用統括センター長が利用者を決定します。（5件程度）

- (1) 活用方法の拡大（研究機器の活用方法の拡大につながる可能性があるか）
- (2) 利用者の拡大（申請者の継続的な利用や他の研究者の利用につながるなど、利用者の拡大が期待できるか）
- (3) 研究力の向上（申請者の研究の進展や他の研究者への波及効果（同じ分野や異分野への貢献）など、研究力の向上につながる可能性があるか）
- (4) その他（その他機器運用統括センターが必要と認めること）

なお、本制度の利用は1度限りとし、応募者多数の場合は、若手研究者（原則40歳以下）を優先します。

5. 申請

支援を希望する者は、研究機器利用サポート制度申請書（別紙）を機器運用統括センターへ提出してください。

6. 募集期間

令和2年8月3日（月）～8月31日（月）

なお、審査結果については、募集期間終了後2週間を目途に、申請者への通知を予定しています。

7. その他

本件に関する取扱いは山口大学研究機器利用サポート制度によりますので必ずご確認の上、申請をお願いします。

また、本制度の利用者には、研究機器の利用者拡大に向けた広報活動への協力をお願いすることがあります。

8. 申請書提出先（問合せ先）

大学研究推進機構 機器運用統括センター

担当：森川・前田

TEL：0836-85-9915（内線：9915）

E-mail：setsubi-yamaguchi-u.ac.jp